

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 教員が関わるいじめや体罰について

質問要旨

いじめ防止対策法に定義されているいじめは子ども同士のいじめが対象であり、教員と子ども間のいじめは含まれない。そのため教員から子どもに対するいじめが発生してもいじめとしての対応は行われず、仮にそれで子どもに重大な事態が発生してもいじめ重大事態の対応がなされない。私の認識では、小平市立学校の教員が子どもに対していじめを行ったり、教員の行為が子ども同士のいじめを誘発していたりする事案が実際に複数発生しているが、適切な対応がなされず、被害者本人やその家族が泣き寝入りしているという状況がある。

令和 4 年 9 月 29 日には、滋賀県の野洲市教育委員会が教諭によるいじめ行為を認定した。小平市も同様に、教員によるいじめの存在や、教員の行為が誘発した子ども同士のいじめの存在をきちんと受け止め、いじめ重大事態に取り組むのと同様の真摯な姿勢で向き合う必要がある。その観点から以下質問する。

1. 小平市立小・中学校で、直近の 5 年間で、東京都教育委員会の体罰関連行為のガイドラインに定められるような、体罰や不適切な行為に該当するもしくはその可能性があるとして受けた相談はどれだけあるか。
2. 教員の体罰や不適切な行為に関する相談を受けた際、相談者に提示して理解が得られるような対応手順は整っているか。つまり「誰が誰を対象にどのように事実関係を確認し、必要に応じて第三者の判断を介在させるなども含めてどういう対応をし、相談者にはどういう形で報告していくか」といった対応手順を整えているか。
3. 例えば東村山市教育委員会の教育目標には例年「市立小・中学校から体罰などを一掃する。また、学校における個人情報の管理を徹底するとともに、ハラスメントなどの服務事故を防止するため、学校との連携を強化して服務に関する研修の充実を図る。」といった取組が書かれているが、小平市はこのような目標はあるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
